

# 《 平成 30 年度 「縦覧・医療情報との突合点検処理」 日程表 》

## 1 確認表等送付日及び受付締切日

点検サイクル (点検対象サービス月)	①	②	③	④	⑤
	「介護給付費縦覧/医療突合審査確認表」送付 連合会→事業所	「介護給付費縦覧/医療突合審査確認表」回答締切 事業所→連合会	「適正化にかかる過誤申立情報一覧表」送付 連合会→事業所	再請求明細書締切 事業所→連合会	「介護給付費過誤決定通知書」送付 連合会→事業所
第Ⅰ期点検 (平成 29 年 5 月～7 月)	H30/5/15 (火)	H30/5/31 (木)	H30/7/25 (水)	H30/8/10 (金)	(伝送) H30/9/5 (水) (郵送) H30/9/25 (火)
第Ⅱ期点検 (平成 29 年 8 月～10 月)	H30/8/15 (水)	H30/8/31 (金)	H30/10/25 (木)	H30/11/10 (土)	(伝送) H30/12/5 (水) (郵送) H30/12/25 (火)
第Ⅲ期点検 (平成 29 年 11 月～平成 30 年 1 月)	H30/11/15 (木)	H30/11/30 (金)	H31/1/25 (金)	H31/2/10 (日)	(伝送) H31/3/5 (火) (郵送) H31/3/25 (月)
第Ⅳ期点検 (平成 30 年 2 月～4 月)	H31/2/15 (金)	H31/2/28 (木)	H31/4/25 (木)〔予定〕	H31/5/10 (金)〔予定〕	(伝送) H31/6/5 (水)〔予定〕 (郵送) H31/6/25 (火)〔予定〕

※平成 30 年 3 月 1 日現在のものであり、平成 31 年 4 月以降の日程については、今後変更となる可能性があります。

## 2 確認表等送付日及び受付締切日①～⑤について

- ① 本会で点検審査処理を実施した結果、請求内容に疑義がある場合に該当事業所へ「確認表」により照会をします。
- ② ①により照会した内容について、確認調整結果を記入した「確認表」を上記の期限までに本会へ郵送にて返送して下さい。
- ③ ②により『過誤申立をする』と回答した場合、保険者での点検（確認）を経た後、当該請求明細書の情報を伝送請求事業所の場合は伝送、その他の事業所へは郵送にて本会より通知します。
- ④ ③にて通知した請求明細書分について、必要に応じて再請求ください。（通常の介護請求明細書の請求受付と同日）
- ⑤ 当該過誤対象となった請求明細書について、過誤処理した結果を通知します。（通常の決定額通知書等の送付日と同日）

福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係 電話 024-523-2702 FAX 024-528-0989